

岐阜県公報

第千八百六十四号
平成十九年七月二十四日

(火曜日)

目次

告 示

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 五七三^{ページ}

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五七四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 五七五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五七五

土地改良事業の工事の完了

(農地計画課) 五七七

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 五七七

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五七八

告 示

岐阜県告示第五百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指月日定
瑞穂市十九条字境前四二四番一〇	五・一〇	三・九	岐建築第一 三号	平成 一九・四・二五
羽島郡笠松町米野字西起八五番四	四・一五	三・五	岐建築第一 二号の三	同 五・二
瑞穂市稲里字二ノ町三二五番一、二、三、四、五及び二二五番一八、二二五番二	四・〇〇	三・六	岐建築第一 三号の二	同 六・六
羽島市江吉良町字牧野郷中一五四七番三	四・〇〇	三・〇	岐建築第一 三号の五	同 六・一八
瑞穂市古橋字土海道一五二七番四	四・〇〇	三・三	岐建築第一 三号の六	同 六・二六

西濃建築事務所

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成十九年七月二十四日

安八郡安八町南今ヶ淵字東沼六一二番四	四〇〇	三〇・九〇	西建築第八五号の二〇	平成一九・四・九
揖斐郡池田町下東野字西屋敷一五〇番三	六〇〇	四・六・九	西建築第八五号の一八	同 四・三
安八郡輪之内町下大樽新田字柳原一〇〇番四	六〇〇	七九・一八	西建築第八九号	同 五・七
不破郡垂井町綾戸字不破ノ初一五九番四	五〇〇	三三・〇〇	西建築第八九号の二	同 六・四
揖斐郡池田町田畑字治郎丸二三番四	六〇〇	四九・四三	西建築第八九号の三	同 六・九

中濃建築事務所

美濃加茂市加茂野町鷹之巢字辻ヶ鼻一五九四番四	六〇〇	六・二六	中建築第二八号の二六	平成一九・四・二
関市市平賀字上流三三七番八	四・五〇〇	三・一三	中建築第二六号	同 六・一
関市山田字久寿志二一七番一	六〇〇	七・三三	中建築第二六号の二	同
関市大平二丁目一七番四	四〇〇	三・五五	中建築第二六号の三	平成一九・六・五
関市大平町一丁目九六番二、同町二丁目二番一三、二番一四及び二番一四地先法定外公共物(道路)	五〇〇	六・七	中建築第二六号の四	同
関市巾二丁目二〇七番四	六〇〇	七・五	中建築第二六号の五	同
美濃加茂市加茂野町市橋字森後一八七番八、一八七番一七及び一八七番二〇	六・二四	六・一九	中建築第二六号の六	平成一九・六・七

東濃建築事務所

瑞浪市稲津町小里字シゲツキ七八二番一、七八三番二、七八三番五、七八三番六及び七八四番一	六〇〇	六・四	東建築第三八号の一	平成一九・四・三
瑞浪市稲津町小里字馬場一五番三、一一九番四の一部及び道路の一部	四・〇〇〇	五・一五	東建築第三八号の二	同 四・二七

公 示

恵那市大井町字惣ノ神二二四八番三
 六〇〇
 一〇五・一〇
 東建築第三八号の三
 同 六・一九

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
 平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心会
- 三 代表者の氏名 山口 尚晃
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市上石津町牧田六八六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、国際社会においての日本の役割を重んじ、共に共存する事(安らかに生まれ、安らかに死んで行く)を、基本理念とし、日本を始め、諸外国の人々の生活に関し、支援を必要とする人々に対して、安全で、暮らしやすい居住環境を創り、共に老後の安定した、国際社会の発展向上に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
 平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 生涯の地域活動支援の会 アツマルギぶ

三 代表者の氏名 池田 浩一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡川辺町中川辺一三三二番地六

五 定款に記載された目的 この法人は、生涯学習コーディネーター、ITサポーター、子育てサポーター、青少年ボランティアリーダーなどのさまざまな形で地域活動に取り組み市民にその健全な地域活動をする実践の場を広く提供するため、その活動情報を収集し、情報交流すること及び広報すること並びに地域活動に必要なスキルの研修、人材発掘・育成などを支援していくことを通じて、健全な生涯の地域活動全般を支援し、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうじびら山の家

三 代表者の氏名 北村 周

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明宝畑佐一三七番地三の三

五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内の農山村地域に対して、農林業に携わる新規定住者の増加、伝統的な生活文化の伝承、農林業の振興、グリーンツーリズムの推進及び雇用創出に関する事業を行い、持続可能な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宿木

三 代表者の氏名 藤井昭司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田本町四丁目九番三号

五 定款に記載された目的 この法人は、美濃加茂市民及び中山道を愛する人々に對して中山道太田宿の活性化に関する事業を行い、美濃加茂市の文化・史跡・景観を護り、新しい中山道のまちづくりに寄与するとともに、中山道太田宿を中心としてまちづくりのための地域活動を展開する諸団体及びグループの連絡調整、助言、援助の活動を行い、それらの地域活動の継続性に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第一項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年七月二十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年六月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ―

三 建物の名称及び所在地

パロ―苗木ショッピングセンター

岐阜県中津川市苗木柳ノ木四八八一 一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パロ―フジヤホームセンター 中津川苗木店

(変更後) パロ―苗木ショッピングセンター

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 四〇〇九平方メートル

(変更後) 四三三〇平方メートル

駐車場の収容台数

(変更前) 二一四台

(変更後) 二二〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三〇分

(変更後) 午前九時

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時

(変更後) 午後九時

来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前九時～午後八時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 七七立方メートル

(変更後) 七四立方メートル

荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置

省略し、その関係図面は岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所

において縦覧に供する。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年七月二十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年七月十日

二 届出者の氏名又は名称

イオン株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオン大垣ショッピングセンター

大垣市外野二丁目百番地

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)(仮称)イオン大垣南ショッピングセンター

大垣市外野二丁目五十番地 外

(変更後)イオン大垣ショッピングセンター

大垣市外野二丁目百番地

小売業を行う者の氏名及び住所

(変更前)イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一 外 未定

(変更後)イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一 外 六十三

者

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営湛水防除事業	笠郷池辺地区	平成一九・二・一四

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年一月二十八日	広伸塗装商会	山田 聡	大垣市外洲二丁目三〇番地	般十五二二〇〇五二二	塗装工事業
平成十九年二月二十八日	内藤鉄工所	内藤朝光	大垣市草道島町一四二	般十八一四三五五	建築一式及び鋼構造物工事業
平成十九年四月十一日	小椋工業株式会社	代表取締役 小椋 芝一	美濃市三二七八	般十四六五〇六	とび・土工・コンクリート及び鋼構造物工事業

平成十九年四月十一日	株式会社 安田電機	代表取締役 国枝 正二	大垣市新田町四丁目三六番地	特十四一六七九	管工事業
平成十九年四月十一日	揖斐郡森林組合	代表理事 森泰朗	揖斐郡揖斐川町上南方一九七三番地の三七〇	般十七三〇〇一五	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート及び石工事業
平成十九年四月十一日	伊吹電設	小寺正明	揖斐郡揖斐川町春日香六五三八番地	般十七八九七	電気及び管工事業
平成十九年四月十一日	大輪建設株式会社	代表取締役 桜田 朱実	大垣市大島町一丁目二二一	般十七二〇八三	土木一式工事業
平成十九年五月一日	有限会社 伸光産業	取締役 石塚伸二	瑞浪市明賀台三丁目一〇〇番地	般十六〇〇〇二二	舗装工事業
平成十九年五月一日	有限会社 インターバック	代表取締役 小栗 昭夫	瑞浪市日吉町二六二七番地の二一八	般十四一六三二五	土木一式及び舗装工事業
平成十九年五月一日	アサヒ建築	荒井貞夫	高山市朝日町上ヶ見九〇五	般十七〇五一	建築一式及び大工工事業
平成十九年五月一日	有限会社 溝脇工務店	代表取締役 溝脇 寛一	高山市岡本町四丁目二三七番地	般十八二四八	土木一式、建築一式及びとび・土工・コンクリート工事業
平成十九年五月八日	有限会社 清水工務店	代表取締役 清水 博	揖斐郡揖斐川町三輪二二五の二	般十七二九四五	管工事業
平成十九年五月十日	登昭建設	登田 美喜三	岐阜市須賀四丁目二二	般十七〇一六二四	建築一式、大工及び内装仕上工事業
平成十九年五月十日	武藤電気工事	武藤 豊	岐阜市大蔵台一八番二号	般十四一六二九五	電気工事業

<table border="1"> <tr><td>日</td><td>平成十九年五月十二日</td><td>小川建設株式会社</td><td>代表取締役 小川 芳子</td><td>養老郡養老町 蛇持五番地</td><td>般十八一 〇七五</td><td>土木一式及びとび・土工・コンクリート工業業</td></tr> <tr><td>日</td><td>平成十九年六月十五日</td><td>株式会社 力二建工業</td><td>代表取締役 林雅</td><td>可児市今渡一 二七二番地の</td><td>特十四一 九〇一</td><td>建築一式工業業</td></tr> </table>	日	平成十九年五月十二日	小川建設株式会社	代表取締役 小川 芳子	養老郡養老町 蛇持五番地	般十八一 〇七五	土木一式及びとび・土工・コンクリート工業業	日	平成十九年六月十五日	株式会社 力二建工業	代表取締役 林雅	可児市今渡一 二七二番地の	特十四一 九〇一	建築一式工業業	<p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成十九年七月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第五九号の一八三〇一六 平成一九・二・二八</p> <p>瑞穂市別府字井場四ノ町一六七六番一、一六七六番二、一六七六番三及び一六九三番一</p> <p>岐建築第五九号の一八四〇一 同 一八・六・一九 同 岐建築第六一号の 一八四〇〇一 同 一八・九・二七</p> <p>同西建築第六四号の四 同 一八・八・七</p> <p>同中建築第四八号の三 同 一八・九・二八 同中建築第三七号の 三 同 一八・五・一八</p> <p>同飛建築第四五号の二 同 一八・三・八 同飛建築第一四四号 の二 同 一八・三・三〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>山県市大字大桑字深田六〇六番一、六〇六番二、六〇七番、六〇八番一、六〇八番二、六一〇番、六一一番及び六一二番</p> <p>安八郡輪之内町榎俣新田字沼一九五番から一九九番一まで</p> <p>加茂郡坂祝町大針字尾橋七二〇番の一部外三四筆</p> <p>（第一工区及び第二工区） 飛驒市古川町杉崎字諏訪田三三〇番一 外三八筆 同 市同 町同 字長瀬四九五番一の 一部外一二筆及び法定外公共物（道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>道路</p> <p>道路</p> <p>道路、緑地</p> <p>道路、下水 道、緑地、 公園、水路 消火栓</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>岐市北一色三丁目九番二一 株式会社 タカオ 代表取締役 野尻 秀司</p> <p>名古屋港区寛政町三丁目三四番地 株式会社 パウモナ 代表取締役 森 宏</p> <p>安八郡輪之内町榎俣新田一九九番地の一 大和工業株式会社 代表取締役 細井 元</p> <p>愛知県豊田市若宮町七丁目一番一 株式会社 善都 代表取締役 都築 順雄</p> <p>飛驒市古川町本町二二三 飛驒市長 船坂 勝美</p> <p>同 飛驒市土地開発公社 理事長 溝口 豊</p>	<p>道路</p> <p>道路</p> <p>道路、緑地</p> <p>道路、下水 道、緑地、 公園、水路 消火栓</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>
日	平成十九年五月十二日	小川建設株式会社	代表取締役 小川 芳子	養老郡養老町 蛇持五番地	般十八一 〇七五	土木一式及びとび・土工・コンクリート工業業														
日	平成十九年六月十五日	株式会社 力二建工業	代表取締役 林雅	可児市今渡一 二七二番地の	特十四一 九〇一	建築一式工業業														

及び水路

平成十九年七月二十四日印刷
平成十九年七月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社